附則別表第二（附則第二十二条関係）

改正法附則第三条の相当確認	金　額（円）	740,200
改正法附則第三条の相当指定	金　額（円）	935,400
附則第九条の承認	金　額（円）	189,700

附則別表第三（附則第二十二条関係）

改正法附則第四条第一項の国土交通大臣の行う相当検査	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	19,500	23,800
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	12,700	14,100
船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした船舶に係る改正法附則第四条第二項の相当証書の交付		金　額（円）	3,800	
改正法附則第四条第二項の相当証書の再交付又は書換え		金　額（円）	4,400	
改正法附則第四条第四項の相当証書の交付、再交付又は書換え		金　額（円）	16,500	

附則別表第四（附則第二十二条関係）

改正法附則第四条第一項の国土交通大臣の行う相当検査	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置している船舶	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	19,300	23,600
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金　額（円）	12,500	13,900
船級協会が相当検査を行い、かつ、船級の登録をした船舶に係る改正法附則第四条第二項の相当証書の交付		金　額（円）	3,600	
改正法附則第四条第二項の相当証書の再交付又は書換え		金　額（円）	4,200	
改正法附則第四条第四項の相当証書の交付、再交付又は書換え		金　額（円）	16,300	

附則第一号様式（附則第六条関係）

相　当　指　定　等　申　請　書

年　　月　　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名　　印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第６条第１項の規定により、次のとおり申請します。

受けようとする相当確認又は相当指定の種類	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７３号）附則第３条第１項に規定する相当確認 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７３号）附則第３条第１項に規定する相当指定
相当確認又は相当指定を受けようとする有害水バラスト処理設備の名称及び型式	
有害水バラスト処理設備の製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表	
相当確認又は相当指定を受けようとする時期	
備　　考	

（注）　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
　　２　不要な文字は、抹消すること。
　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。